

第3節 避難設備

第1 避難器具（令第25条）

1.1 避難器具の設置を要する階

(1) 令25①(3)

必要個数



(1)項～(4)項・ (7)項～(11)項	地階	2階（耐火構造は3階）以上の階	①
	50人以上	50人以上	

(2) 令25①(2)

(5)項	地階	2階以上の階	下階に(1)項～(4)項, (9)項, (12)項イ, (13)項イ, (14)項, (15)項が存する階	②
	30人以上	30人以上	10人以上	

(3) 令25①(1)

(6)項	地階	2階以上の階	下階に(1)項～(4)項, (9)項, (12)項イ, (13)項イ, (14)項, (15)項が存する階	②
	20人以上	20人以上	10人以上	

(4) 令25①(4)

(12)項・(15)項	地階	3階以上の普通階	3階以上の無窓階	③
	100人以上	150人以上	100人以上	

(5) 令25①(5)

(1)項～(16)項・ (17)項	階段が1か所だけの3階以上の階（2階を(2)項又は(3)項に供している場合は、2階以上の階）		④
	10人以上		

※ 条例43については(6)参照

注 避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている場合にあっては、その区画された部分ごとに階段の個数を判断すること（収容人員の算定は、区画された部分ごとではなく階全体で算定する。）。

② III 第1 避難器具

(基本個数)

(耐火構造で、避難階又は地上に直通する避難階段又は特避が2以上あるもの。(規則26①))



①	200人	1個	400人	1個
	201〃～400人	2〃	401〃～800人	2〃
	401〃～600〃	3〃	801〃～1,200〃	3〃

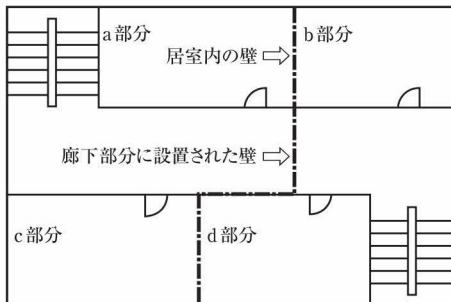
②	100人	1個	200人	1個
	101〃～200人	2〃	201〃～400人	2〃
	201〃～300〃	3〃	401〃～600〃	3〃

③	300人	1個	600人	1個
	301〃～600人	2〃	601〃～1,200人	2〃
	601〃～900〃	3〃	1,201〃～1,800〃	3〃

④	100人	1個	
	101〃～200人	2〃	
	201〃～300〃	3〃	

② III 第1 避難器具

1 区画された部分の直通階段が1の場合の具体例



※ 階が二つに区画され、それぞれの区画された部分に直通階段が1のみ
(凡例) 避難上有効な開口部を有しない壁

(6) 条例 43

(5)項、(6)項、(9)項イ及び(16)項(16)項に掲げる防火対象物にあっては、2階又は地階に(5)項、(6)項及び(9)項イに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。)	避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていない2階又は地階 10人以上 ※開放廊下又はバルコニー等が避難上有効に設けられている場合は設置しているものとみなす。	⑤
複合用途防火対象物(規則26⑥に定める小規模特定用途複合防火対象物を除く。)の階(避難階及び11階以上の階を除く。)	ア(イ)参照	

ア 令25①に規定するもののほか、次に掲げる防火対象物の階には、避難器具を設置しなければならない。

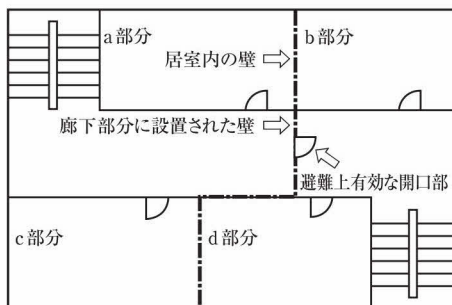
(ア) (5)項、(6)項、(9)項イ及び(16)項に掲げる防火対象物(16)項に掲げる防火対象物にあっては、2階又は地階に(5)項、(6)項及び(9)項イに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。)の、避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていない2階又は地階でその収容人員が10人以上のもの。

ただし、開放廊下又はバルコニー等が避難上有効に設けられている場合は、避難器具を設置しているものとみなすことができる。

(a) 開放廊下 I 3.3(1)オに適合するもの。



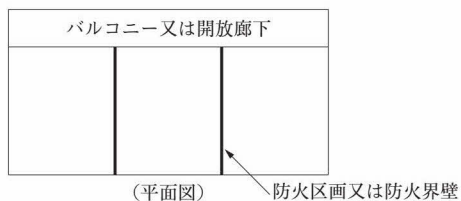
2 区画された部分の直通階段が2の場合の具体例



※ 避難上有効な開口部があるため階が二つに区画されておらず、2の直通階段が使用可能



- (b) バルコニー 奥行が0.6m以上で高さが1.1m以上1.3m以下の手すりが設けられているもの。
防火区画又は防火界壁をまたがるものであること。



1.1 図1

② III 第1 避難器具

(c) バルコニー等 ひさし、下階の屋根で、奥行が0.75m以上あり高さが1.1m以上1.3m以下の手すりが設けられているもの。勾配がある場合は、おおむね10分の1以下、その他バルコニーに準ずる。

(イ) 複合用途防火対象物（規則26⑥に定める小規模特定用途複合防火対象物を除く。）の階（避難階及び11階以上の階を除く。）で、1.1表1の左欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、それぞれの収容人員数を同表右欄に掲げる数でそれぞれ除し、その商の和が1以上となるもの。

1.1 表1

区 分	数
(6)項	20（下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項が存する場合は、10）※
(5)項	30（下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項が存する場合は、10）※
(1)項～(4)項、(7)項～(11)項	50
(12)項、(15)項	150（3階以上の無窓階又は地階の場合は、100）

※ 下階に存する(2)項ニ（令第25条第1項第1号及び第2号のかっこ書きに規定する用途のうち、みなし従属の適用から除外されたもの）の影響で設置義務の対象となるものを除く。（H27. 3. 27事務連絡）

a 耐火構造・直通階段（屋内）2か所

(16)項イ

5 F	<table border="1"> <tr> <td>(3)ロ 25人</td> <td>(5)イ 9人</td> </tr> </table>	(3)ロ 25人	(5)イ 9人	$\frac{25}{50} + \frac{9}{10} = 1.4$ 避難器具要る。
(3)ロ 25人	(5)イ 9人			
4 F	<table border="1"> <tr> <td>(2)イ 30人</td> <td>(3)ロ 19人</td> </tr> </table>	(2)イ 30人	(3)ロ 19人	$\frac{30}{50} + \frac{19}{50} = 0.98$ 避難器具不要。
(2)イ 30人	(3)ロ 19人			
3 F	<table border="1"> <tr> <td>(2)イ 25人</td> <td>(2)ロ 25人</td> </tr> </table>	(2)イ 25人	(2)ロ 25人	$\frac{25}{50} + \frac{25}{50} = 1$ 避難器具要る。
(2)イ 25人	(2)ロ 25人			

1.1 図2

注 主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を(1)項から(4)項まで及び(7)項から(11)項までの用途の2以上の用途に供されている場合は、令25①(3)のかっこ書きの規定による。

イ アにより設置する避難器具は、令25②の規定の例により設置し、維持しなければならない。

(7) 避難器具の適応 (令25②(1))

1.1 表 2

階 防火 対象物	地 階	2 階	3 階	4階又は 5 階	6階以上 の 階
令25①(1)の 防火対象物 (6)項	避難はしご 避難用タラ ップ	滑 り 台 避難はしご 救 助 袋 緩 降 機 避 難 橋 避難用タラ ップ	滑 り 台 救 助 袋 緩 降 機 避 難 橋	滑 り 台 救 助 袋 緩 降 機 避 難 橋	滑 り 台 救 助 袋 避 難 橋
同(2)及び(3) の防火対象 物 (1)項～(5)項 (7)項～(11)項	避難はしご 避難用タラ ップ	滑 り 台 避難はしご 救 助 袋 緩 降 機 避 難 橋 滑 り 棒 避難ロープ 避難用タラ ップ	滑 り 台 避難はしご 救 助 袋 緩 降 機 避 難 橋 避難用タラ ップ	滑 り 台 避難はしご 救 助 袋 緩 降 機 避 難 橋	滑 り 台 避難はしご 救 助 袋 緩 降 機 避 難 橋

階 防火 対象物	地 階	2 階	3 階	4階又は 5 階	6階以上 の 階
令25①(4)の 防火対象物 (12)項 (15)項	避難はしご 避難用タラ ップ	/	滑 り 台 避難はしご 救 助 袋 緩 降 機 避 難 橋 避難用タラ ップ	滑 り 台 避難はしご 救 助 袋 緩 降 機 避 難 橋	滑 り 台 避難はしご 救 助 袋 緩 降 機 避 難 橋
同(5)の防火 対象物 (1)項～(16) 項・(17)項 一階段収容 人員10名以 上	/	滑 り 台 避難はしご 救 助 袋 緩 降 機 避 難 橋 滑 り 棒 避難ロープ 避難用タラ ップ	滑 り 台 避難はしご 救 助 袋 緩 降 機 避 難 橋 避難用タラ ップ	滑 り 台 避難はしご 救 助 袋 緩 降 機 避 難 橋	滑 り 台 避難はしご 救 助 袋 緩 降 機 避 難 橋

② III 第1 避難器具

注1 例えば、3階が避難階である場合は、4階を2階にみなして避難器具に関する基準を適用することができる。(S50.6.16消防安65)

注2 避難はしごには4階以上の階で避難器具用ハッチに格納された金属製つり下げはしごを安全かつ容易に避難することができるバルコニーに設けたものを含む。(規則27①(5)ニ)

1.2 避難器具の数を減ずることができる階

(1) 規則26②, ③, ④

1.2 表1

項	(ア)主要構造部	(イ) 減ずることができる階	(ウ) 減ずることができる数
②		○特別避難階段 ○屋外 “ ○2㎡開放階段 } のうちいずれかの階段がある階 (H14.11.28国告7)	階段1か所につき 1個 ※ただし、1.1(5)の注を除く。 (指導)
③	耐火構造	ア 渡り廊下が設けられている階	渡り廊下1か所につき 2個
		イ ⅠI 2.1に適合する渡り廊下	“ 1個
④	耐火構造	屋上広場に避難橋が設置されている直下階	避難橋1か所につき 2個

ア ②の2㎡開放階段(1.2図1)が地階に通じている場合は、当該部分が幅1m以上のドライエリアに面し、2㎡以上開放されているか又は機械排煙設備を設けるなど特避に準じた構造とした場合は当該地階の避難器具の減免の対象とすることができる。

イ 建基令123②に該当しない(踊場の幅、蹴上げ、踏面の寸法等)屋外階段であっても避難上有効と認められるものは、避難器具の減免の対象とすることができる。

ウ 避難器具の設置義務個数と1.2表1(ウ)欄の数が同数以上となるように特別避難階段等を設けた場合は、避難器具の設置必要個数は0になる。ただし、特別避難階段等が1か所のみで、ほかに直通階段がない場合は、いぜんとして階段が1か所の階であるから、1.3(3)に適合しない限り避難器具の設置必要個数は0にはならない。 指導(S54.6)

エ 1.2表1②の特別避難階段及び2㎡開放階段は、階段室から直接屋外へ出られるもの又は屋外への出口までの通路が不燃材料で造られた壁、天井及び防火設備以上の戸で他の部分と区画されていること。

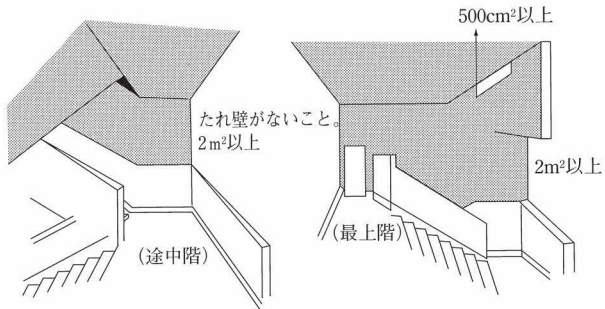
ただし、階段室から屋外への出口までの経路となる階にスプリンクラーヘッドが設けられている場合は、これによらないことができる。

(2) 渡り廊下（規則26③）

- ア 耐火構造又は鉄骨造であること。
- イ 渡り廊下の両端の出入口に自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸（防火シャッター除く。）が設けられていること。
- ウ 避難，通行，運搬のみに用いるものであること。

(3) 避難橋又は渡り廊下を道路の上空に設ける場合の取扱い

「道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について（通知）」（H30.7.11消防予423）に基づく連絡協議会（道路管理者，特定行政庁，警察署長及び消防長又は消防署長）の許可を受けなければならない。



1.2 図1 2 m²開放階段（H14.11.28国告7）

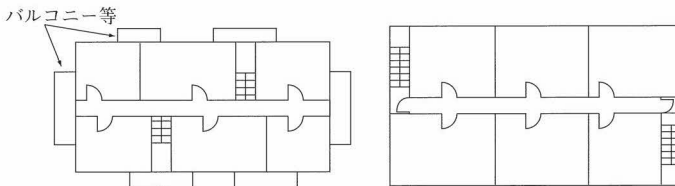
② III 第1 避難器具

1.3 避難器具の設置を免除できる階

(1) 規則26⑤(1)

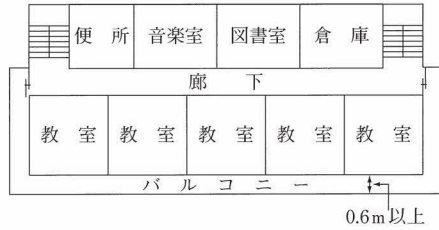
1.3 表 1

ア	主要構造部……耐火構造	↓ (12)項 ↓ (15)項	↓ (9)項 ↓ (10)項 ↓ (11)項	↓ (1)項 ↓ (2)項 ↓ (3)項 ↓ (4)項 ↓ (5)項 ↓ (6)項 ↓ (7)項 ↓ (8)項
イ	階段……直通の避難階段又は特避			
ウ	区画された部分（室）からの避難……出入口から二方向避難可又はバルコニー等により二方向避難可（1.3 図1 参照） 注 バルコニー等とは、1.1 (6)ア(ア)(c)参照			
エ	内装……不燃材料か準不燃材料 又はスプリンクラー設備	↑		
オ	区画する { 壁, 床……耐火構造 開口部……防火戸	↑		
カ	区画された部分の 収容人員 (5)項 30人又は10人未満 1.1 (2)参照 (6)項 20人又は10人未満 1.1 (3)参照 (1)項 } 50人未満 (2)項 (3)項 (4)項 (7)項 (8)項 注 収容人員は、区画された部分が、従業員の みが入出する室である場合は、適用しないこ とができる。	↑		



1.3 図1 二方向避難の例（S43.1.8 消防予8）

キ (7)項及び(8)項については、1.3 表 1 によるほか、同表ア、イ及び1.3 図 2 に適合する場合は、特例を適用して避難器具を免除できる。



1.3 図2 特例を適用できる学校の例

(2) 規則26⑤(2)

1.3 表2

ア	主要構造部 耐火構造	(5)項
イ	すべての居室に面してバルコニーが設けられ、このバルコニーに直接屋外に通ずる階段等が設けられていること。	(6)項
ウ	イのバルコニーと同じ又はバルコニーと同等に利用できるひさし、下階の屋根があり、このひさし等から地上に通ずる階段、傾斜路、渡り廊下又はその他避難のための設備若しくは器具が設けられていること。	(5)項、(6)項以外のもの

(3) 規則26⑤(3)

ア 次のすべてに適合する階 (1)項から(16)項, (17)項

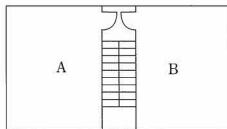
(ア) 主要構造部…耐火構造

(イ) 階段室の戸…特定防火設備(防火シャッターを除く)

- 常時閉鎖自閉式
- 自火報又は煙感連動閉鎖
 - 自閉装置付
 - 当該戸又は戸脇に幅0.75m以上×高さ1.8m以上×下端の床面の高さ0.15m以下の自閉装置付の特定防火設備

(ウ) 階 段……特避, 屋外, 2㎡開放

(エ) 収容人員…… A + B = 30人未満



1.3 図3

② III 第1 避難器具

(4) 規則26⑥

ア 次のすべてに適合する小規模特定用途複合防火対象物に存する(5)項・(6)項が存する階（当該階が2階で(2)項・(3)項の用途部分がない場合は(ア)、(ウ)のみ）。

(ア) 下階に(1)項～(2)項ハ、(3)項、(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項の用途に供される部分が存しないこと。

(イ) 当該階（当該階に規則4の2の2①の避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分が存する場合は、その区画された部分）から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていること。

(ウ) 収容人員は、(5)項の階にあっては30人未満、(6)項の階にあっては20人未満であること。

(5) 規則26⑦

ア 次のすべてに適合する屋上広場の直下階（2)項、(3)項、(7)項から(12)項、(15)項

(ア) 主要構造部は耐火構造であること。

(イ) 屋上広場の面積が1,500㎡以上であること。

(ウ) 直下階から広場に通ずる特避又は避難階段が2以上あること。

(エ) 広場から直通の特避、屋外避難階段、2㎡開放階段、渡り廊下又は避難器具が設けられていること。

(オ) 広場に面する窓及び出入口には、防火戸が設けられていること。

注 建基令126参照

(6) その他

既存の防火対象物の2階に限り、次に適合する場合又はそれらと同等以上の安全性があると認められる場合は、避難器具を免除することができる。

指 導（S59.151）

ア 主要構造部が耐火構造であること。

イ 他の部分と耐火区画され、区画部分の床面積は100㎡以下であること。

ウ 階段は、屋外から区画部分へ直通していること。

エ 階段及び階段に面する部分の下地及び仕上げは不燃材料であること。

オ 誘導灯が法令に従い設置されていること。

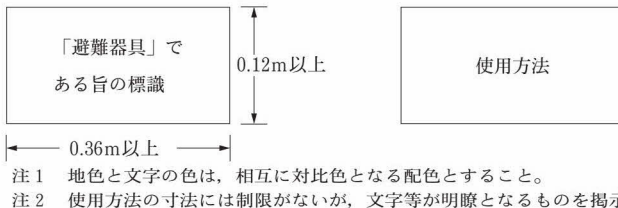
カ 階段は、直通であること。

1.4 避難器具の技術基準に関する共通事項

(1) 階段から適当な距離を隔てた位置に設けること。

② III 第1 避難器具

- (2) その階の各部分から避難器具に至る経路が確保されていること。
経路に扉がある場合は、施錠装置がないこと。ただし、施錠装置を設ける場合はサムターン付き又はナイトラッチ付き等の内部から鍵を用いることなく容易に開錠できる構造とすること。
- (3) 避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路を設けること。
- (4) 避難器具は、積雪、凍結等によって使用に支障とならない措置を講ずること。
- (5) 避難器具の設置場所には、「避難器具」、「避難」若しくは「救助」の文字を有する器具名を記載した標識又は避難器具である旨が容易にわかるシンボルマークを設けるとともに、その使用方法を表示すること。灯火とする場合は、常時点灯の予備電源内蔵式とすること。



(H 8.4.16国告2)

1.4 図1

- (6) 規則27①
特定一階段等防火対象物又は、その部分に設ける場合は、次のいずれかに適合すること。
ア 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けるもの。
イ 常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの。
ウ 一動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できるもの。
- (7) 特定1階段等防火対象物又はその部分に避難器具を設ける場合には、避難器具の設置の表示は前記(5)によるほか、避難器具設置場所の出入口に設置場所である旨が容易に識別できる表示をするとともに、エレベーターホール又は階段室の出入口付近には避難器具設置場所を明示した標識（平面図に避難器具設置場所及びその経路を明示したもの）を設けること。（規則27①(3)）
- (8) 地階に設ける避難器具は、固定はしご又はタラップとし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからぼりをいう。）又は避難器具専用室（1.5(3)エ）に設けること。（H8.4.16国告2）

② III 第1 避難器具

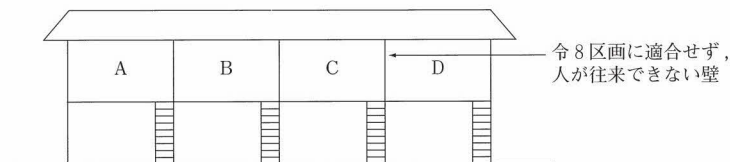
- (9) 避難器具専用室は、地階以外にも設置できるものとする。
- (10) 長屋式店舗等、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されているものは当該区画ごとに令25①(5)（1.1(5)）の適用を受ける。（階段数）（H15.1.8消防予8）

ア 避難上有効な開口部（規則4の2の2）

直径1mの円が内接できる開口部又は幅75cm高さ1.2m以上の開口部で、次の(ア)から(ウ)までのすべてに適合するもの。

- (ア) 床面から開口部下端まで15cm以内
- (イ) 格子等容易に避難することを妨げる構造を有しない。
- (ウ) 開口のため常時良好に維持されている。

イ 条例規制の場合も適用を受ける。



1.4 図2

1.5 避難はしごの設置基準

金属製 検定品 規格省令昭和40年第3号
非金属製 認定品 規格告示昭和53年第1号

(1) 固定はしご（規則27①(4)）

- ア 構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。
- イ 横さんは、壁等から10cm以上の間隔を有すること。
- ウ 降下口は、直径50cm以上の円が内接すること。
- エ 4階以上に設けるものは、以下によること。
- (ア) 金属製とすること。
- (イ) 安全かつ容易に避難できるバルコニー等に設けること。
（ただし、落下防止の措置を施したものを除く。）
- (ウ) 降下口は直下階の降下口と相互の同一垂直線上でないこと。
（ただし、避難・安全上支障のないものを除く。）

(2) つり下げはしご（規則27①(5)）

- ア 構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に容易に取り付けられること。

② III 第1 避難器具

(ただし、堅固な窓台等に直接つり下げるものは、取付け具を要しない。)

イ 取り付け具はJIS G 3101, 3444に適合するもの、又は同等以上の強度・耐久性を有するものであること。(耐食性を有しない材質は耐食加工すること。)

ウ 横さんは、壁等から10cm以上の間隔を有すること。

エ 4階以上に設けるものは、以下によること。

(ア) 金属製とすること。

(イ) 安全かつ容易に避難できるバルコニー等に設け、かつ、取付け具は避難器具用ハッチとすること。

(ただし、落下防止の措置を施したものを除く。)

(ウ) 降下口は直下階の降下口と相互の同一垂直線上でないこと。

(ただし、避難・安全上支障のないものを除く。)

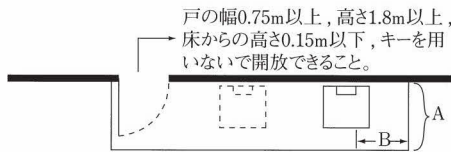
(3) 設置場所

ア バルコニー

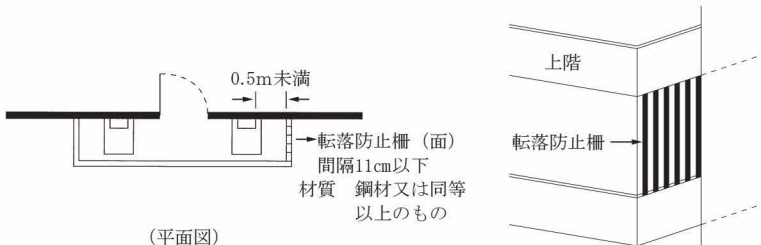
(ア) 高さ(足がかりから)1.1m以上1.3m以下の手すり及びはしごの周りに転落防止柵を設けること。

a 転落防止柵の構造等

例1 1.5 図1のBが0.5m以上の場合は、A部分に転落防止柵は不要である。



1.5 図1

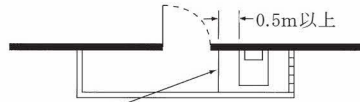


1.5 図2

② III 第1 避難器具

例2 転落防止柵は、1.5 図2の例により設けること。

例3 共同住宅等で、幼児が自由に出入りできるバルコニーの場合
は、仕切板を設けることができる。

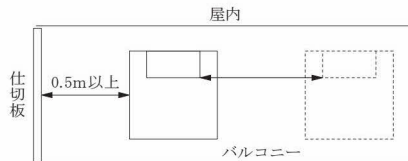


仕切板 厚さ5mm以下のケイカル板等
破壊部分の幅0.5m以上、高さ0.9m以上
表示「火災のときこの板を破って逃げる」旨

1.5 図3

(イ) バルコニーへの入口の上部に「避難器具」である旨の標識を設けること。

(ウ) 上、下階のはしごの間隔 指導 (S 60.12)



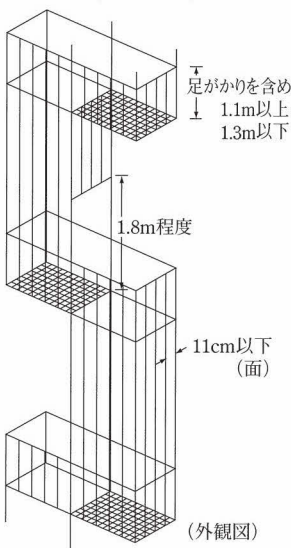
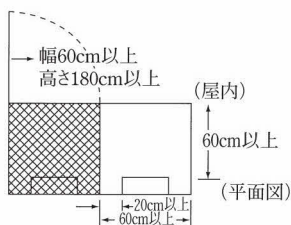
1.5 図4

イ 次の基準に適合する踊場

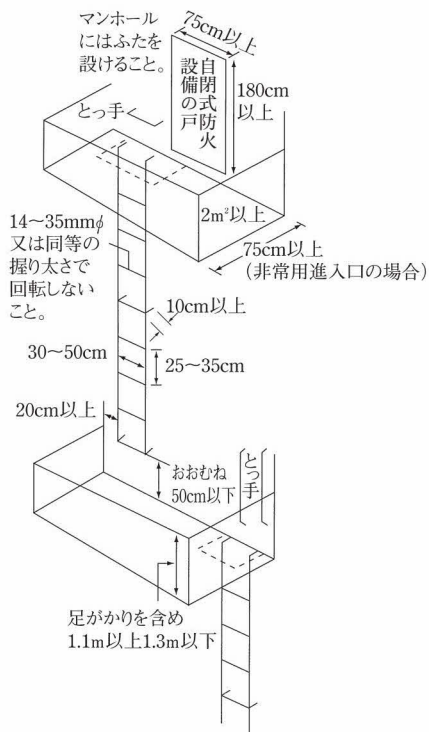
(ア) 形状は1.5 図5の例による。

(イ) 各階ステップへの出入口戸は、内開き扉又は片引き戸とする。

(ウ) その他アによること。



1.5 図5



1.5 図6 固定はしごの設置例

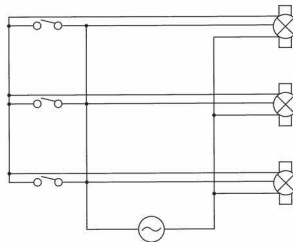
ウ ドライエリア (地階に設ける場合)

エ 次の基準に適合する避難器具専用室 (以下「専用室」という。)(H8.4.16国告2) (一部指導)

- (ア) 不燃材料 (ガラスを用いる場合は, 網入りガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。) で区画されていること。ただし, 建基令第112条の規定による場合にあつては, 当該規定によること。
- (イ) 専用室は, 避難に際し支障のない広さとし, 概ね 2 m^2 以上とすること。
- (ウ) 専用室の入り口には, 随時開けることができ, かつ, 自動的に閉鎖することができる高さ 1.8 m 以上, 幅 0.75 m 以上の防火設備の戸を設けること。
- (エ) 専用室は, 避難器具の使用の確認及び操作等が安全に, かつ, 円滑に行うことができるよう次に定める非常照明を設置すること。(以下指導)

② III 第1 避難器具

- a 室内照明……
 ┌ 常時点灯……階段通路 誘導灯
 └ ドア開放又はスイッチ点灯（誘導灯又は建基法の非常照明装置）
- (a) 各階連動点灯
(b) ドアを閉めても消灯しないこと。
- b 照明用開閉器は専用とし（誘導灯との兼用可）、用途の表示がされていること。なお、電源回路には地絡しゃ断装置（漏電しゃ断器）が設けられていないこと。
- c 灯具は、蓄電池設備が内蔵されていること。なお、光源はけい光ランプであること。
- d スイッチ点灯の場合のスイッチ取付け位置は、部屋に対し外側とすること。なお、当該スイッチにはその旨の表示がされていること。
- e スイッチ点灯の場合は、1.5 図7によること。

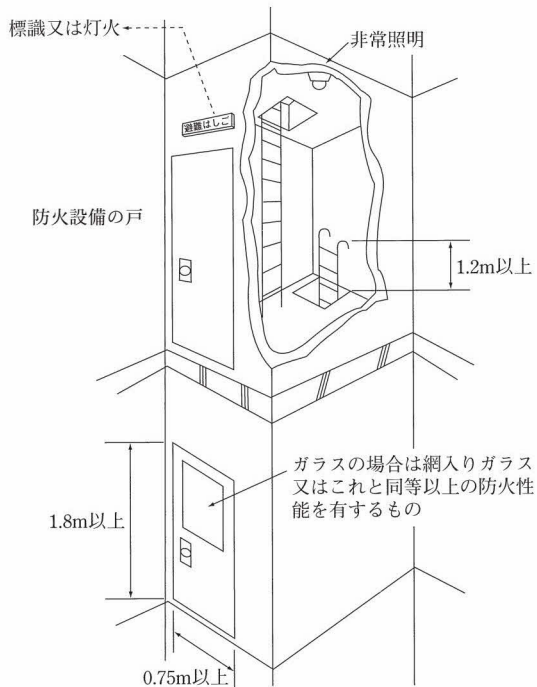


1.5 図7

- (オ) 避難階に設ける上昇口及び避難階へ至る降下口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。ただし、建物内部に設ける場合は専用室を設けること。
- (カ) 避難階に専用室を設ける場合は、原則として直接屋外に出られる出口があること。ただし、専用室の出口から屋外への出口までの通路の安全性が確保されている場合はこの限りでない。
- (キ) 上昇口及び降下口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径0.5m以上の円が内接することができる大きさ以上であること。
- (ク) 上昇口には金属製のふたを設けること。ただし、上昇口の上部が専用室である場合は、この限りでない。
- (ケ) 上昇口及び上部には、避難を容易にするための手がかかり等を床面からの距離が1.2m以上になるように設けること。ただし、地階の専用室か

ら直接建築物の外部にでられる場合はこの限りでない。

- (コ) 上昇口及び降下口のふたは、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式のふたにあっては、おおむね180度開くものを除き、取付け面と90度以上の角度でふたが固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。
- (サ) 上昇口のふたの上部には、ふたの開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講じるとともに、表示をすること。



1.5 図8

(4) 設置方法等

ア 避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご以外のもの）については次による。（H8.4.16国告2）

(ア) 取付部の開口部等

- a 取付部の開口部を壁面の部分に設ける場合は、高さ0.8m以上幅0.5

② III 第1 避難器具

m以上、又は、高さ1m以上幅0.45m以上とすること。

- b 避難はしごを床面に設ける場合の開口部は、器具を取り付けた状態で直径0.5m以上の円が内接できるものであること。
 - c 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2m以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りでない。
 - d 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあってはストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあっては、この限りでない。
- (イ) 操作面積は、0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）かつ一辺の長さはそれぞれ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障がないこと。
 - (ウ) つり下げ式の避難はしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあっては、この限りでない。
 - (エ) 避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間（以下「降下空間」という。）は、縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が1本のものについては、横さんの端からそれぞれ外方向）に0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲とすること。
 - (オ) 地盤面その他の降着面（以下「降着面等」という。）付近に設ける避難上必要な空地（以下「避難空地」という。）は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。
 - (カ) 避難空地には、当該空地の最大幅員（1mを超えるものにあっては、1mとすること。）以上で、かつ、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路（以下「避難通路」という。）が設けられていること。
 - (キ) 避難はしごを使用状態にした場合における当該はしごの最下部横さん（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。
 - (ク) 降下空間と架空電線との間隔は1.2m以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は2m以上とすること。

- イ 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごについては前記ア(イ), (ウ), (カ), (キ)によるほか, 次によること。
- (ア) 金属製避難はしごは, つり下げはしごであること。
- (イ) 金属製避難はしごは, 避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。
- (ウ) 避難器具用ハッチは, 手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし, 専用室に設置する場合にあっては, この限りでない。
- (エ) 各階の避難器具用ハッチの降下口は, 直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。
- (オ) 降下空間は, ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲とすること。
- (カ) 避難空地は, 降下空間の水平投影面積以上の面積とし, 避難上の安全性が確保されていること。
- (キ) 下ふたの下端は, 避難器具用ハッチの下ふたが開いた場合に, 避難空地の床面上1.8m以上の位置であること。
- ウ さるばしご (S 48.6.6消防予87) を含む現場製作のはしごについては, 消防庁告示により設置すること。(S 53.3.13国告1・H8.4.16国告2)

1.6 緩降機の設置基準

検定品 規格省令平成6年第2号

(1) 適応する階

(6)項 5階以下の階

(6)項以外のもの 10階以下の階

(2) 設置場所

ア バルコニー (1.5(3)アに適合するもの (転落防止柵を除く。))

イ 専用室 (1.5(3)エ(キ)から(ク)を除く。)

ウ 階段が設けられていない側の廊下, 室内

(3) 設置方法等 (H8.4.16国告2)

1.5(4)ア(ア) d, (イ), (カ)及び(ク)によるほか, 次によること。

ア 取付部の開口部の大きさは, 高さ0.8m以上幅0.5m以上又は高さ1m以上幅0.45m以上, 下端の高さは床面から1.2m以下とすること。

イ 開口部の下端が床面から0.5m以上の場合は, 有効に避難できるように

② III 第1 避難器具

固定又は半固定のステップ等を設けること。

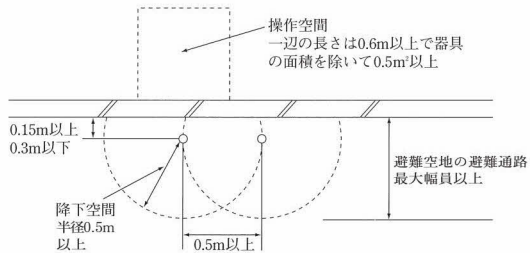
ウ 緩降機をつり下げるフックの取付位置は、床面から1.5m以上1.8m以下の高さとする。

エ ロープは、壁面からロープの中心までの距離が0.15m以上0.3m以下となるように設けること。

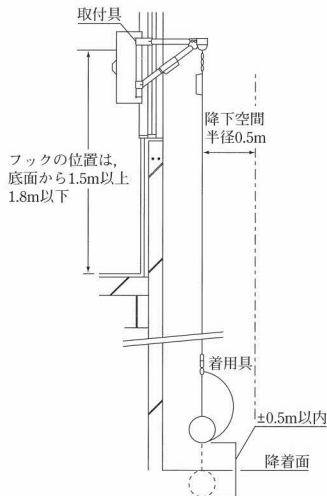
オ 降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合にあっては、器具相互の中心を0.5mまで近接することができること。

カ 緩降機のロープの長さは、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等から±0.5m以下であること。

(4) 降下空間及び避難空地等



1.6 図1



1.6 図2

1.7 救助袋の設置基準

認定品 規格告示昭和53年第1号

(1) 適応する階

(1)項から(7)項 2階以上の階

(2) 設置場所

ア バルコニー（1.5(3)アに適合するもの（転落防止柵を除く。））

イ 専用室（ハッチに格納したものの以外のものにあっては1.5(3)エ(㊦)から(㊨)を除く。）

ウ 階段が設けられていない側の廊下、室内

(3) 設置方法等（H8.4.16国告2）

救助袋（避難器具用ハッチに格納した救助袋を除く。）は、1.5(4)ア(ア)c, d, (カ)及び(ク)によるほか、次により、避難器具用ハッチに格納した救助袋にあっては、1.5(4)ア(イ), (カ), (㊦)及び(4)イ(イ)から(エ)及び(カ)から(ク)によること。

ア 取付部の開口部の大きさは、高さ及び幅がそれぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認することができること。

イ 救助袋を取り付ける開口部は、同一垂直線上にないこと（複数階用のものを除く。）。

ウ 袋本体の下部出口部と降着面等からの高さは、無荷重の状態において0.5m以下であること。

エ 下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること（垂直式の救助袋を除く。）。

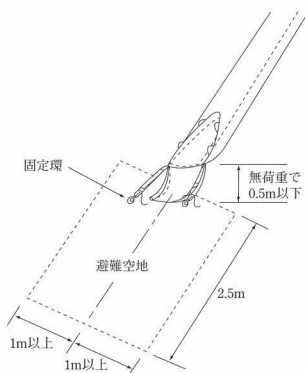
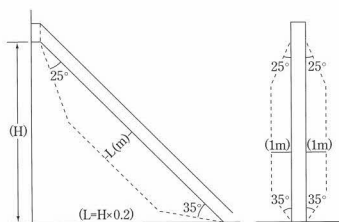
オ 垂直式の救助袋で降下空間及び避難空地を共用する場合は、器具相互の外を1mまで接近させることができるものであること。

カ 操作面積は、救助袋の設置部分を含み、幅1.5m以上、奥行1.5m以上とすること。ただし、操作に支障のない範囲で形状を変える場合は2.25㎡以上の操作面積をとること。

(4) 降下空間及び避難空地等

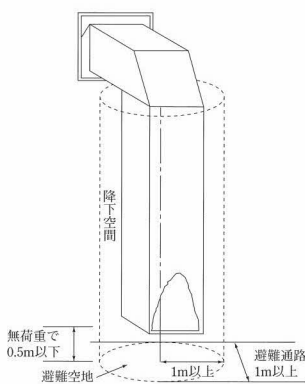
② III 第1 避難器具

ア 斜降式



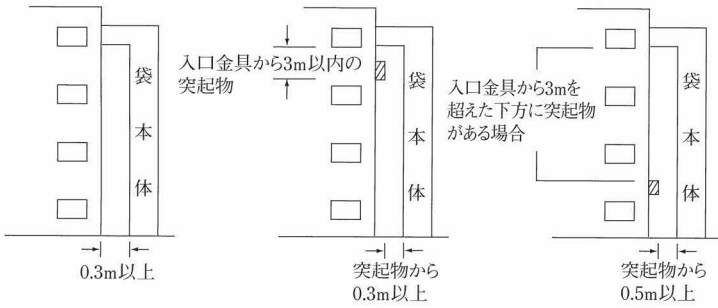
1.7 図1

イ 垂直式



1.7 図2

ウ 建物の壁面に沿って降下する場合の規制



1.7 図3

1.8 避難用タラップの設置基準

規格告示昭和53年第1号

(1) 適応する階

(6)項	地階	2階
(1)項から(5)項, (7)項から(11)項	地階	2階, 3階
(12)項, (15)項	地階	3階
直通階段1箇所の(2)項, (3)項		2階, 3階
〃 (2)項, (3)項以外		3階

(2) 設置方法等

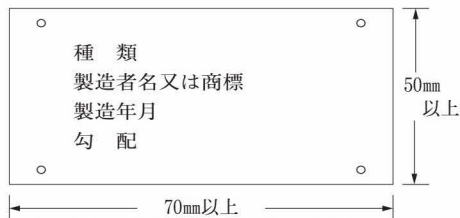
1.5 (4)ア(カ), (ク), イ(ク)によるほか, 次によること。

ア 取付部の開口部の大きさは, 高さ1.8m以上であり, かつ, 幅は避難用タラップの最大幅以上であること。

イ 材質は, 鋼材, アルミ材又はこれと同等以上とすること。

ウ 避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は, 階段, スロープ等を設けること。

エ 種類, 製造年月日等を明記した表示板を見やすい箇所に表示すること。



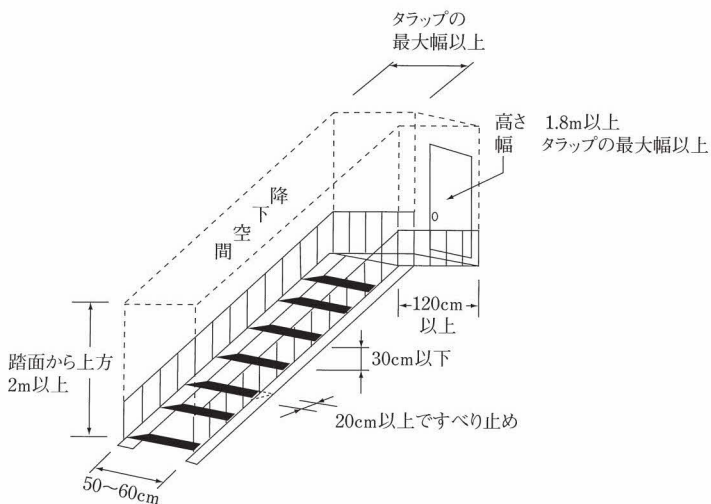
注 真ちゅう製板にエッチングしたものなど容易に消えないもの。

1.8 図1

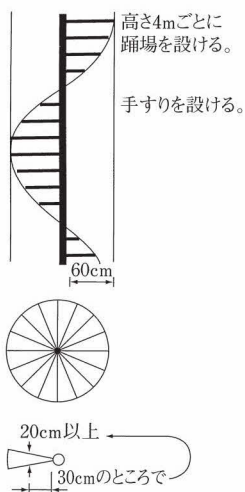
② III 第1 避難器具

オ 操作面積は、避難用タラップを使用するのに必要な広さであること。

(3) 降下空間等



1.8 図2



1.8 図3

1.9 避難橋の設置基準

規格告示昭和53年第1号

(1) 適応する階

(1)項から(7)項 2階以上の階

注 「1箇所につき避難器具2個とみなす。」特例適用の対象となる。(1.2(1)参照)

(2) 設置方法等

1.5(4)ア(ク)によるほか、次によること。

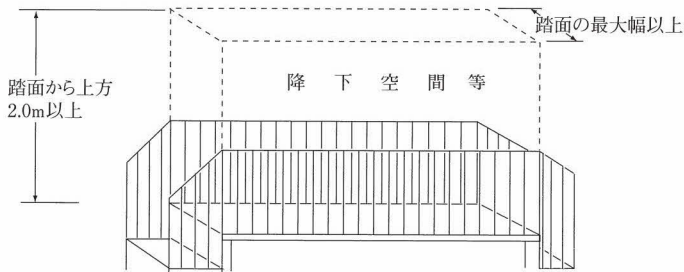
ア 取付部の開口部の大きさは、高さ1.8m以上であり、かつ、幅は避難橋の最大幅以上であること。

イ 避難橋の材質は鋼材、アルミ材又はこれと同等以上とすること。

ウ 避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

エ 操作面積は、1.8(2)オを準用すること。

(3) 降下空間等



1.9 図1

1.10 滑り台の設置基準

規格告示昭和53年第1号

(1) 適応する階

(1)項から(7)項 2階以上の階

(2) 設置方法等

1.5(4)ア(ア) c, d, (カ)及び(ク)によるほか、次によること。

ア 取付部の開口部の大きさは、高さは0.8m以上であり、かつ、幅は滑り台の滑り面部分の最大幅以上であること。

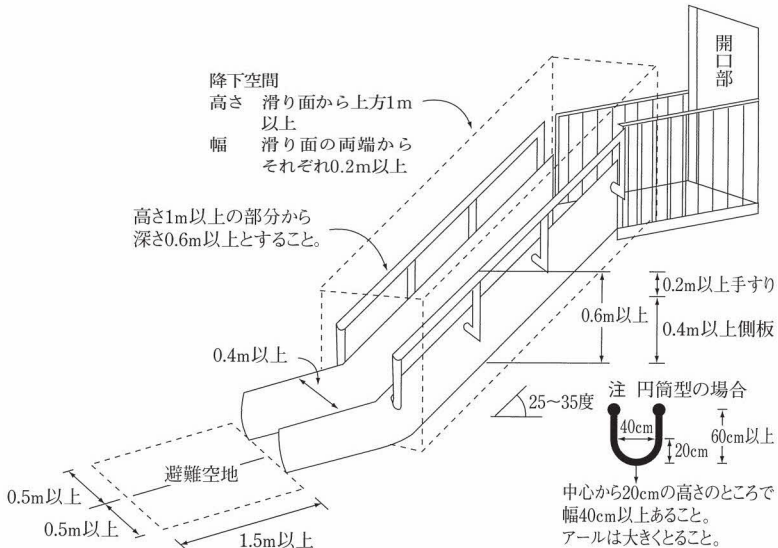
② III 第1 避難器具

イ 滑り台の材質は鋼材、アルミ材、鉄筋コンクリート造（表面を滑りやすく仕上げること。）又はこれと同等以上とすること。

ウ 滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

エ 操作面積は、1.8(2)オを準用すること。

(3) 降下空間及び避難空地等



1.10 図1

1.11 滑り棒、避難ロープの設置基準

滑り棒
避難ロープ } 規格告示昭和53年第1号

(1) 適応する階

(1)項から(5)項, (7)項から(11)項 2階

(2) 設置方法等

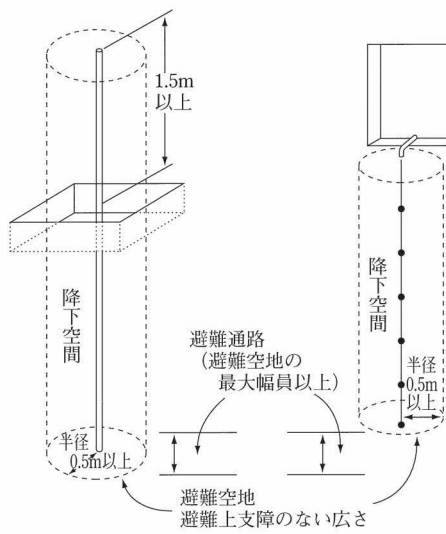
1.5(4)ア(ア), (イ), (カ)及び(ク)によるほか, 次によること。

ア 滑り棒は, 取付部の開口部の下端から1.5m以上の高さから降着面等まで設置すること。

イ 避難ロープの長さは, 降着面等へ降ろしたロープの下端が降着面等から

0.5m以下であること。

(3) 降下空間及び避難空地等

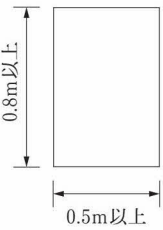
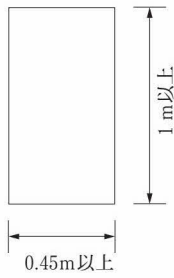
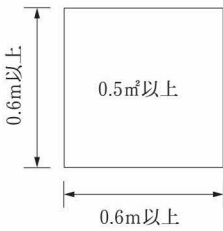


1.11 図1

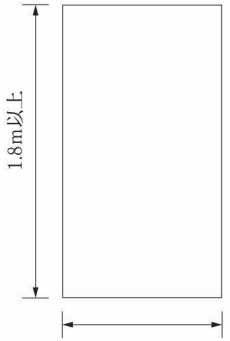
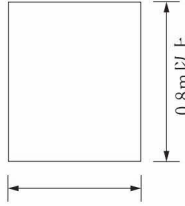
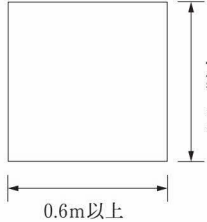
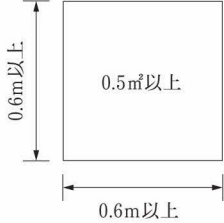
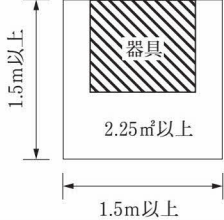
1.11 図2

② III 第1 避難器具

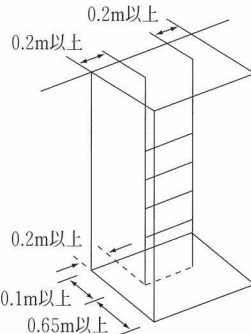
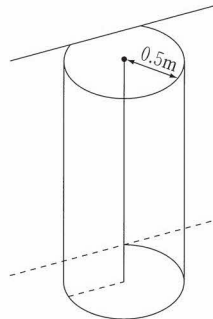
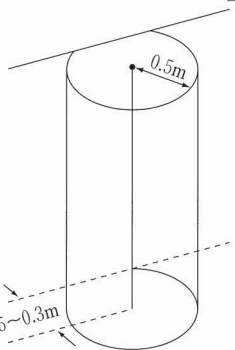
(H8.4.16消防予66) (抄)

	避難はしご	緩降機	滑り棒・避難ロープ
開口部の大きさ	<p>●避難はしごをハッチに格納したものを除く</p> <p>○開口部を壁面部分に設ける場合</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>0.8m以上</p> <p>0.5m以上</p> </div> <div style="margin: 0 20px;">又は</div> <div style="text-align: center;">  <p>1m以上</p> <p>0.45m以上</p> </div> </div> <p>○開口部を床面部分に設ける場合は、直径0.5m以上の円が内接できること</p>		
操作面積	<p>0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）かつ一辺の長さはそれぞれ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障のないこと</p> <div style="text-align: center;">  <p>0.6m以上</p> <p>0.5㎡以上</p> <p>0.6m以上</p> </div>		

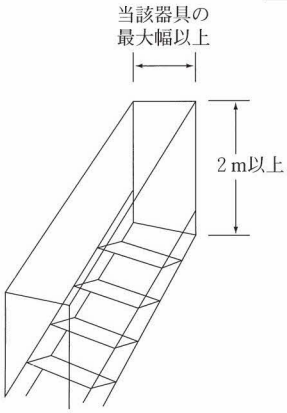
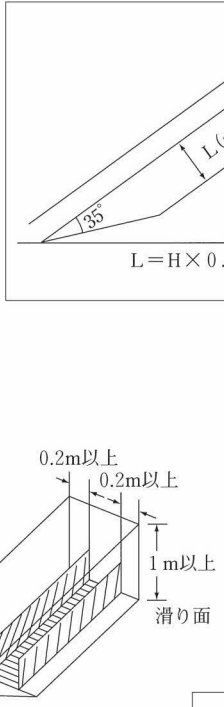
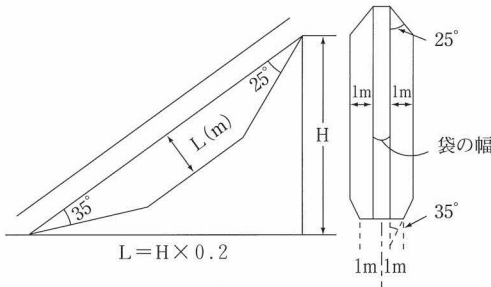
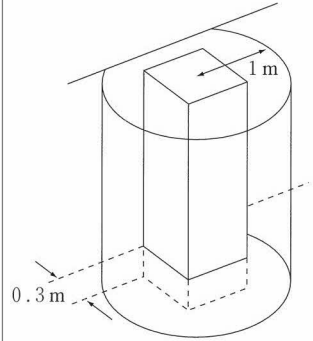
② III 第1 避難器具

避難橋・避難用タラップ	滑り台	救助袋
 <p>1.8m以上</p> <p>避難橋又は避難用タラップの最大幅以上</p>	 <p>0.8m以上</p> <p>滑り台の最大幅以上</p>	<p>●ハッチに格納したものを除く</p>  <p>0.6m以上</p>
<p>当該器具を使用するのに必要な広さ</p>		<p>●ハッチに格納したものを0.5㎡以上かつ一辺0.6m以上（器具の水平投影面積を除く）</p>  <p>0.6m以上</p> <p>0.5㎡以上</p> <p>0.6m以上</p> <p>●上記以外</p> <p>幅1.5m以上奥行1.5m以上（器具の設置部分を含む）形状を変える場合の操作面積は2.25㎡以上</p>  <p>1.5m以上</p> <p>2.25㎡以上</p> <p>1.5m以上</p>

② III 第1 避難器具

	避難はしご	緩降機	滑り棒・避難ロープ
降下	<p>●ハッチに格納したもの ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p> <p>●上記以外</p> 		
空間		 <p>ロープを損傷しない措置を講じた場合においては突起物を降下空間内に設けることができる。</p>	

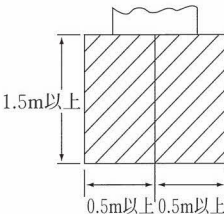
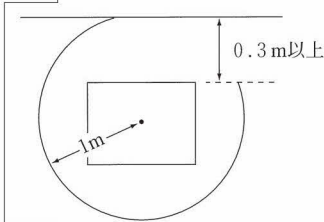
② III 第1 避難器具

避難橋・避難用タラップ	滑り台	救助袋
 <p>当該器具の最大幅以上</p> <p>2m以上</p>	 <p>$L = H \times 0.2$</p> <p>0.2m以上</p> <p>0.2m以上</p> <p>1m以上</p> <p>滑り面</p>	<p>●ハッチに格納したもの ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上有する角柱形の範囲</p> <p>●斜降式</p>  <p>25°</p> <p>1m</p> <p>1m</p> <p>袋の幅</p> <p>35°</p> <p>1m</p> <p>1m</p> <p>●垂直式</p>  <p>1m</p> <p>0.3m</p>

② III 第1 避難器具

	避難はしご	緩降機	滑り棒・避難ロープ
避 難 空 地			避難上支障のない広さ

② III 第1 避難器具

避難橋・避難用タラップ	滑り台	救助袋
		<p>●ハッチに格納したもの 降下空間の水平投影面積 以上の面積</p> <p>●垂直式</p>  <p>●斜降式</p> 